

就学援助について

☆申請について☆

申請は年間いつでも可能です。なお、支給される費用は認定された日を基準として、給食費は日割り、学用品は月割りになる場合があります。ご希望の方はお早めに申請をお願いいたします。

☆所得の目安☆

※年度初めに配付した「就学援助のお知らせ」をご覧ください。

保護者のみなさまへ（市立小中学校用 ※附属中を除く）

令和4年度版

《就学援助のお知らせ》

川口市教育委員会

市では、児童生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、保護者のかたに学用品費・給食費・学校病医療費など、就学費用の一部を援助しています。

◎ 援助対象になるかた

川口市に住民登録があり、就学援助を必要としており、生計が同一なかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準額を下回るかた（ただし、生活保護を受給されている世帯を除きます。）

◎ 就学援助が認定となる所得のめやす

※認定基準額そのものではありません。

※この場合の所得とは、総収入ではなく、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額となります。

20歳以上のかた	19歳以下のかた	所得基準額(めやす)	※めやすについて
1 人	1人	220万円	お子様の年齢が低ければ低いほど生活に必要な金額は少なく、高ければ高いほど生活に必要な金額は多くなります。また、生計が同一なかたの人数によっても、生活に必要な金額が変化します。 生計が同一なかた全員の所得金額に対し、生活するために必要な金額を考慮したうえで審査をしますので、この表はあくまでも簡易な“めやす”としてご理解ください。
	2人	310万円	
	3人	360万円	
	4人	420万円	
2 人	1人	290万円	■表に用いた標準モデル： 20歳以上のかた 1人…30歳 1人 " 2人…30歳 2人 " 3人…30歳 2人、60歳 1人 " 4人…30歳 2人、60歳 2人 19歳以下のかた 1人…小学生1人 " 2人…小学生・中学生 各1人 " 3人…幼児・小学生・中学生 各1人 " 4人…幼児・小学生・中学生・高校生 各1人
	2人	380万円	
	3人	420万円	
	4人	490万円	
3 人	1人	360万円	※生計が同一なかたとは、①同一世帯のかた、②公共料金を共にするかた、③住所は異なるが、その所得により申請者の児童または生徒の生活を維持しているかたをいいます。
	2人	440万円	
	3人	480万円	
	4人	550万円	
4 人	1人	410万円	
	2人	500万円	
	3人	540万円	
	4人	610万円	

※審査の対象となる所得について

令和4年6月までに申請 …令和2年中における生計が同一なかた全員の所得の合計額

令和4年7月以降に申請 …令和3年中における生計が同一なかた全員の所得の合計額

※申請前に、所得金額による認定可否をお尋ねいただいても、人数や年齢など判定に必要な情報が不足し正確な審査ができないため、お答えできないことをご了承ください。

裏面に続きます

☆援助内容☆

- 学校給食費免除…途中認定の場合は認定日からの日割りとなります。
- 学用品を購入するための費用の一部支給…1年生⇒942×毎月（認定月から）
2～6年生⇒1,126円×毎月（認定月から）
- 新入学用品費支給…40,600円。新入学1年生のみで入学式までに申請した対象となります。
入学前支給も可能。就学時健診の際に説明があります。
- スポーツ振興センター災害共済掛金免除…460円
- 修学旅行費支給…いわゆる「おこづかい」以外、ほぼ全額が支給。
- 大貫の食事代免除…全額
- 音楽鑑賞教室のバス代免除…実費
- 生活科見学・社会科見学の費用の一部支給…上限1,510円
- 一部の指定疾病に対しての医療費

☆申請の仕方☆

申請書は①又は②のやり方で取得できます。

- ① ↓の申請書を印刷の上、学校へ提出してください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/04020/020/2/2925.html#02>

- ②小学校にも申請書がありますので、直接、保護者様がご来校いただくか、お子さまを通じて配付いたします。配付をご希望の際は電話又は連絡帳にて、お知らせください。

☆申請の際の注意点☆

・個人情報載っている書類ですので、お子様を通じて、提出する場合は連絡帳等に提出する旨を記入していただき、申請書を封筒に入れて、ご提出ください。そして、お子様には、登校後、速やかに提出するよう、お声掛けをお願いします。

・申請はお子様1人に対して、1枚必要ですのでご注意ください。中学に在学するお子さまがいらっしゃる場合は小学校の申請と共に、中学校への申請も忘れずをお願いします。

☆申請結果☆

結果については学校からお子さまを通じて、通知書を配付いたします。ご確認をお願いします。